

## 平成30年4月1日からの変更のポイント（通所型サービス）

通所介護、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護等」という。）と通所型サービスAを同一の部屋で同時に行う場合の基準及び運用を平成30年4月1日から以下のとおり緩和します。

- (1) 通所介護等と通所型サービスAの間での職員の区分を不要とします。  
【別紙3 23頁】 【別紙4 18頁】 【別紙5 17頁】

これに伴い、①②のとおり運用が変更となります。

①通所介護等と通所型サービスAの勤務表は一体的に作成することとします。作成例は本資料末尾の「別表」のとおりです。

【別紙3 23頁(※9)】 【別紙4 18頁(※9)】 【別紙5 17頁(※9)】

②管理者が兼務できる業務の範囲を拡大します。

【別紙3 25頁】 【別紙4 20頁】 【別紙5 19頁】

- (2) 通所介護等と通所型サービスAでグループを分けずにサービス提供を行うことを可能とします。  
【別紙3 23頁】 【別紙4 18頁】 【別紙5 17頁】

- (3) 通所介護等と通所型サービスAの利用者の合計に対して通所介護等の人員基準を満たすことを条件に、定員の一体的な設定を可能とします。  
なお、(3)の適用を希望する場合、運営規程の利用定員について、一体的に設定する記載に変更し、介護保険課に変更届を提出する必要があります。  
【別紙3 12頁、17頁、23頁(※7)】 【別紙4 8頁、14頁、18頁(※7)】 【別紙5 17頁(※7)】

(3)について、平成30年4月1日からの適用を希望する場合、同年4月10日まで（提出期限について別途通知があった場合を除く。）に変更届を提出してください。

当該手続きを行わない場合、(3)は適用されません。(3)の適用を希望しない場合、特に届出等は必要ありません。

なお、平成30年4月以降も随時、上記の変更届を提出することで(3)の適用の有無を変更することが可能です。

**別表** (同一の部屋で同時に行う場合の勤務予定表の作成例)

平成30年3月まで

別々に作成

**通所介護(介護予防通所介護相当サービスを含む) 勤務予定表**

利用定員20名

職種	資格	勤務形態	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	.....
				月	火	水	木	金	土	日	月	
管理者				1	1	1	1	1				1
生活相談員				7	7	7	7	7				7
介護職員				8	8	8	8	8				8
介護職員				8	8	8	8	8				8
看護職員				8	8	8	8	8				8
機能訓練指導員				8	8	8	8	8				8

**通所型サービスA 勤務予定表**

利用定員10名

職種	資格	勤務形態	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	.....
				月	火	水	木	金	土	日	月	
管理者				1	1	1	1	1				1
従事者				4	4	4	4	4				4



平成30年4月から

① 現行相当とAの定員を別に設定する場合

**通所介護(介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAを含む) 勤務予定表**

利用定員20名(通所介護・相当) 利用定員10名(通所型サービスA)

職種	資格	勤務形態	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	.....
				月	火	水	木	金	土	日	月	
管理者				1	1	1	1	1				1
生活相談員				7	7	7	7	7				7
介護職員				8	8	8	8	8				8
介護職員				8	8	8	8	8				8
介護職員				4	4	4	4	4				4
看護職員				8	8	8	8	8				8
機能訓練指導員				8	8	8	8	8				8

※ 介護職員は、通所介護の利用定員及び提供時間に対する通所介護の人員基準による必要人数(2人)に加え、通所型サービスAの利用定員及び提供時間に対する通所型サービスAの人員基準による従事者の必要人数(1人)を配置する。

② 現行相当とAの定員を一体的に設定する場合

**通所介護(介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAを含む) 勤務予定表**

利用定員30名(通所介護・相当・通所型サービスA)

職種	資格	勤務形態	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	.....
				月	火	水	木	金	土	日	月	
管理者				1	1	1	1	1				1
生活相談員				7	7	7	7	7				7
介護職員				8	8	8	8	8				8
介護職員				8	8	8	8	8				8
介護職員				8	8	8	8	8				8
介護職員				8	8	8	8	8				8
看護職員				8	8	8	8	8				8
機能訓練指導員				8	8	8	8	8				8

※ 介護職員は、通所介護・相当・通所Aで一体的に設定された利用定員及び通所介護の提供時間に対する通所介護の人員基準による必要人数(4人)を配置する。